



VOL.93

トクちゃん新聞

3月号

4月から、息子が
中学3年！早い！！

平成27年3月13日 発行

徳野会計事務所

〒530-0041

大阪市北区天神橋2-3-8

MF南森町ビル3F

tel:06-6809-2205

fax:06-6809-2206

URL:http://www.ft-tax.com/

mail:info@ft-tax.com

●確定申告をクールにこなしたい

担当: 徳野



今年も確定申告業務、終了が見えました。この時期、法人の顧問先様への訪問もせず**確定申告業務を最優先で仕事をする**会計事務所もあるようです。弊社としては、法人のお客様に弊社の都合を押し付けるのはおかしいと考えて、**通常通り訪問**させていただいています。

その中で、**2月末までの電子申告を目標**にやっております、サラッと目標達成できたらカッコいいのですが、ここ2年は**3月に入ってから確定申告モードのまま**でした。原因はいろいろ見えていて改善策検討の機会も作ります。しかし、昨年もみんなで検討した上で、改善策を施したにも関わらず目標未達です。**2年前に出来ていたものが出来なくなりました**というのはハッキリとした後退です。

幸い、やる気と能力のあるスタッフに恵まれていますので、これから改善策を練って、しっかり実行し、**来年は涼しい顔で2月中に確定申告を終えよう**と思っています。ところで、みなさんのチャレンジって何かされていますか？またお教えてください！



◆危険な空き家を放置すると税金が6倍に！？固定資産税軽減措置見直しへ

担当: 小林



総務省が発表した2013年10月時点の調査によると全国の総住宅数6,063万戸に対して、空き家数はなんと820万戸。空き家率は13.5%と、**空き家数、空き家率も過去最大**となっています。

全国で放置空き家が増え続けている問題で、政府は、今年の税制改正で、危険な空き家の撤去を促すため、**住宅が建つ土地の固定資産税を軽減する措置を見直すこと**となりました。

今までは、土地にかかる固定資産税は、住宅が建っていれば、本来の6分の1に軽減されていました。

建物を取り壊して更地にすると、その軽減措置を受けることができなくなるため、持ち主が、空き家のまま放っておくケースがありました。

今後、自治体が危険だと判断した空き家については、軽減の対象から外すことを検討しています。

これと同時に、自主的に更地にした場合には、一定期間、固定資産税の軽減を続けることも検討しています。**危険な空き家を放置すると、今までの6倍の税金がかかり、さらに建物を取り壊すにも、100万円単位の解体費用がかかってきます。**

政府は、2015年に軽減措置見直しの法改正を行い、2016年に実施する予定のようですが、今後不動産が資産ではなく、負債となる時代がやってくるかも知れません。



◆平成28年1月からマイナンバー制度開始です。

担当: 北岡



来年1月から**社会保障、税、災害対策の「行政手続き」**でマイナンバーが必要になります。制度開始に向けて**事業主様がやらなければならないこと**を挙げてみました。

① 従業員様のマイナンバーの収集

健康保険や厚生年金の加入手続時や年末調整時にマイナンバーが必要となりますので、従業員様ご本人やご家族から**マイナンバーを提示**していただかなければなりません。

② 収集のための本人確認

マイナンバー収集時に**本人確認が必須**となります。

③ マイナンバー等の個人情報管理体制の構築

個人情報保護法の対象外の事業者様であっても、マイナンバー法の義務は規模にかかわらず**すべての事業者に適用**されます。

④ 申告書等への記載

申告書及び法定調書などを提出する場合、税務関係書類に個人番号や法人番号を記載する必要があります。

国の発表を見ていると民間企業向けのマイナンバー制度対応については確定していない部分がありますが、**来年1月の制度開始**に向けて本年中にマイナンバー制度対応準備を完了する必要がありますので常に**最新の情報を収集**するよう心がけてください。



◆ 税務スケジュール(3月)

担当: 廣島



3月16日(月)

- ・所得税の確定申告・納税
- ・住民税の確定申告・納税
- ・贈与税の確定申告・納税
- ・国外財産調書の提出

3月31日(火)

- ・個人事業者の消費税の確定申告・納税
- ・法人税・消費税の確定申告・納税(1月決算)
- ・法人税・消費税の予定申告・納税(7月決算)
- ・消費税の3ヶ月ごとの中間申告(4月・7月・10月)

所得税・個人消費税の
振替納税

所得税 4月20日(月)
消費税 4月23日(水)

ご準備を
お願いいたします。

◆ 一度入力したデータを再入力する方法

担当: 岡村



Excelで同じ文字を何度も入力するのは手間ですが、**同じ列内**でしたら一度入力したデータがリスト表示され、リストの中から選択すれば簡単に入力できます。

- ①入力したいセルを選択し **Alt+↓**。
- ②同じ列に今までに入力したデータが50音順にリスト表示されるので、再入力したいデータを選択して **Enter**。

複数セルに同じ文字を同時に再入力するには

- ①入力したい**複数セル**を選択して **Alt+↓**。
- ②再入力したいデータを選択して **Ctrl+Enter**。

※一度入力しているセルと、再入力したいセルとが離れてしまうと、リスト表示されません。

1	大阪市
2	神戸市
3	京都市
4	奈良市
5	
6	大阪市
7	京都市
8	神戸市
9	奈良市

Alt + ↓

50音順にリスト
表示されます

◆ 「ふるさと納税」上限金額「2倍」に改正

担当: 池田



今年の確定申告では「ふるさと納税」をされている方がチラホラいらっしゃいましたが、雑誌やテレビで有名になった「ふるさと納税」ですがまだまだ利用されていない方が多いようです。その支障となっているのが次の2点、

- A 例年確定申告不要の方も、適用を受けるために確定申告をしなければならない。
- B 2,000円負担ですむ寄付金の上限金額が意外と少ない。

■平成27年度税制改正では

Aについて、次の3つを満たす場合は**確定申告不要**となり、適用金額は全額住民税から減額されます。

- ①平成27年1月1日から3月31日までにふるさと納税をしていない方。
- ②元々確定申告をする必要がない方。
- ③ふるさと納税の納付先が5つまでの方。

Bの2,000円負担ですむ寄付金の**上限金額が2倍**に拡大されます。

この上限金額は年収と家族構成によって変わってきますが、**年収300万円(社会保険加入)**の給与収入のある**独身で扶養者のいない方**の上限額は**16,000円程度(目安)**でしたが、27年からはその金額が2倍になります。

地方活性化の為、ふるさと納税で特産品をゲットしましょう!

2000円負担ですむ寄付金の上限金額等、詳細については弊社又は担当者にお尋ねください。



◆ 子供の巣立ち

担当: 岡村



先日、この忙しい時期にお休みをいただき、娘の高校の卒業式へ行ってきました。

6年間もの長い間、この校舎、この先生方と一緒に過ごし、本当に毎日楽しく登校させていただけたことを感謝しております。

娘は、**学校は「家族」**だと言っていました。友達が姉妹、先生がお姉さん、両親、祖父母。卒業生は、子供が生まれたら必ず学校へ連れてくるそうです。

孫のように可愛がってくれる先生方。

先生が旅行に行ったらお土産を買ってきてくれ、何箱も重ねたバナナブレッド、ジャガイモ、チョコレートが職員室に積み上げられる。

当然本来は禁止なんでしょうけど、先生は「美味しいからみんなに食べさせてあげたい」と仰ってくれているようです。

当然、勉強の面でも親身にサポートしてくださり、自学した内容を深夜まで細かく採点してくれ、翌日に丁寧に解説してくださる先生方ばかりで、学校だけで受験迄頑張れた事は、もう学校に足を向けて寝られないですね。

この6年間で愛情いっぱい育てられた事は、娘にとって宝物となり、今後社会人としての糧となるはず。親としては、何もかもが**感謝感謝**です。

入学した時にはこの間までランドセルを背負っていたのに、身長も私と並び、すっかりお嬢さんに仕上がった娘は、親の元を離れつつあります。

少々淋しく感じますが、成長を喜びと感じ、

これからもずっと見守っていきたくと思います。



◆ 税務クイズ

担当: 廣島



今月の新聞で、北岡が紹介しているマイナンバー制度。平成28年1月の利用開始に向けて、着々と情報が開示されています。そのマイナンバーについての問題を2問出題します。

第1問 個人に通知される個人番号と法人に通知される法人番号はそれぞれ桁数が違います。さて、何桁でしょう?

(答え) 個人番号12桁

法人番号13桁です。

法人番号は誰でも利用可能ですが、個人番号は不正利用を防ぐため、利用範囲の制約があります。

第2問 マイナンバーはどのように通知されるでしょうか?

(答え)

平成27年10月以降、郵送で**住民票の住所に送られる「通知カード」**で通知されます。住民票の住所ですので、お住まいと住民票が違う場合は注意が必要です。従業員の方に住民票の移し忘れがないか**早めにご確認**いただくことをおすすめします。